

第 2 4 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 9 日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第24回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年4月9日（火）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1 番	平 賀 久 雄	3 番	小 川 一 成
4 番	宍 倉 喜八郎	5 番	川 寄 篤 之
6 番	増 田 健 二	7 番	平 賀 武
8 番	加藤岡 一 弘	9 番	内 山 充 弘（会長）
10 番	中 村 和 敏	11 番	川 嶋 一 美
12 番	板 倉 小百合	13 番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
14 番	梅 原 英 男	15 番	齋 藤 重 幸
16 番	鵜 澤 英 夫	17 番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

2 番 齊 藤 義 信

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第5 議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

第6 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
（整理番号1）

第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
（整理番号1～5）

第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について（整理番号1）

第9 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について（整理番号1～5）

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野 口 裕 之

主任書記 長谷川 聡 彦

主 査 片 岡 和 信

主任書記 井 内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第24回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第24回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、齋藤義信委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、小川一成委員及び穴倉喜八郎委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、永田字柳堤、字北沼、字耕地、地目 田の8筆、面積4千85平方メートル、地目 畑の2筆、面積4百68平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、相続財産を処分するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下、右下の方に4つに点在して、1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから9ペ

ージとなります。

なお、整理番号1の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、調査結果を報告いたします。

3月31日、小倉推進員さんと権利者宅へ伺い、お話を伺って参りました。

義務者に関しては電話での対応となりました。

内容については、事務局説明の通りです。

権利者の息子さんと義務者の相続人の方が知り合いだということで、農地を持っていたとしてもしょうがない何とかしてくれという話が来たそうで、今回、贈与による所有権移転というお話になったそうです。

今回贈与で受けた農地に関しては、隣接の認定農業者の方が水田と一緒に耕作する畑に関しましては、権利者の息子さん、芋を作るという話を伺って参りました。

何ら問題はないと思いますが、慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第２号（整理番号１～１０）

○議長　続きまして、日程第４、議案第２号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

事務局から議案第２号、整理番号１から１０について、説明をお願いいたします。

○事務局　ご説明申し上げます。議案書の２ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の３ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は８人、利用権の設定をする者は１０人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が４９筆で、面積４万８千６百６８平方メートル、畑はございませんので、田と畑の合計面積は同じく、４万８千６百６８平方メートルでございます。

次に、議案書の４ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の５ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が３件、更新が７件の合計１０件でございます。

整理番号１から１０の、所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号１、南玉、田が１筆、５百３５平方メートル、３年、物納、全面積でコシヒカリ１等米、３０キログラム、新規。

整理番号２、南玉、田が２筆、９百６５平方メートル、３年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、新規。

次に、議案書の６ページをご覧ください。

整理番号３、池田、田が４筆、３千４０平方メートル、３年、物納、全面積でコシヒカリ１等米、６０キログラム、新規。

整理番号４、南飯塚、北飯塚、田が７筆、１万６百４５平方メートル、６年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、９０キログラム、更新。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号5、永田、田が6筆、4千3百74平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、更新。

整理番号6、永田、田が10筆、3千5百47平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、更新。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号7、大網、田が7筆、6千2百76平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、更新。

整理番号8、大網、田が5筆、2千6百平方メートル、10年、無償、更新。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号9、四天木、田が4筆、8千2百82平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、90キログラム、更新。

整理番号10、南横川、田が3筆、8千4百4平方メートル、6年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、90キログラム、更新。

なお、整理番号1から10の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号1から3の案件につきましては、一括して、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 それでは、調査結果を報告いたします。

整理番号1、2について、説明いたします。

借受人が同じだったために、整理番号1、2を一緒に説明させていただきます。

4月7日、大野委員とともに借受人宅に行き、話をさせていただきました。

貸付人の方から、耕作ができないのでお願いしたいという、そういうお話をいただいたそうです。

隣接地が荒れてしまうのもいけないので、耕作を引き受けることとなりました。

現地は綺麗に耕作されておりました。

あとは事務局からの説明の通りでございます。

整理番号3については、借受人宅に行き話をさせていただきました。

貸付人により耕作ができないのでお願いをしたいとの話がありましたので、自宅近くの田のために引き受けることとなりました。

荒れ地にしまうと、イノシシの住処となり被害があるということで耕作を受けるとのことでした。

貸付人については、それぞれ電話にて確認をしております。

あとは事務局説明の通りで、何ら問題ないと思いますが、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から10について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から10に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から10について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から10について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から10の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第3号（令和6年度最適化活動の目標の設定等について）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局から議案第 3 号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 10 ページをご覧ください。

本案は、令和 4 年 2 月に農林水産省 経営局長から、毎年度策定する旨の通知がありました「最適化活動の目標の設定等」でございます。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

また、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により、農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならないと規定されておりますことから、目標設定等の公表にあたり、農業委員会の意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目 1 の「農業委員会の状況」でございます。

1、農業委員会の現在の体制及び 2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、11 ページをご覧ください。

大項目 2 の「最適化活動の目標」でございます。

1、最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、①現状及び課題では、現状といたしましては、管内の農地面積 2 千 3 百 80 ヘクタールに対しまして、前年度末までの集積面積 5 百 40 ヘクタールであり、集積率は 22.7 パーセントでございます。

課題といたしましては、担い手のいない農家や、高齢で従事できない農家の農地を集積することが必要としております。

②目標では、本県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針に合わせ、令和 7 年度に集積率 60 パーセントを目標としており、今年度の新規集積面積を 7 ヘクタールとしております。

(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題では、現状といたしましては、1 号遊休農地面積は 17.7 ヘクタールであり、内訳としましては緑区分が 0.8 ヘクタール、黄区分が 16.9 ヘクタールでございます。

課題といたしましては、遊休農地の状況や所有者等の意向を踏まえ、担い手への集積等を推進していく必要があるとしております。

②目標の b、黄区分の遊休農地の解消では、令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は 24.2 ヘクタールであり、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針

といたしましては、市農業振興課等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行うとともに、基盤整備事業の予定や利用意向調査の結果等の情報共有を図り、遊休農地の解消のための工程表の策定を検討するとしております。

次に、12ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題では、現状といたしましては、令和3年度から令和5年度までの新規参入者は、議案書に記載のとおりでございます。

課題といたしましては、関係機関と連携を図り、認定志向農業者を確保するとしております。

②目標、権利移動面積では、令和3年度から令和5年度までの実績及び平均は、議案書に記載のとおりでございます。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、5.4ヘクタールとしております。

2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標では、1人当たりの活動日数を1ヶ月当たり、6日といたしました。

(2)活動強化月間の設定目標では、活動強化月間の設定回数は3回といたしました。

なお、取組内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標では、新規参入相談会への参加回数は1回といたしました。

開催時期などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました、これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第7、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第8、報告第3号、軽微な農地改良の届出について、日程第9、報告第4号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書13ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書14ページから16ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は5件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

最後に、報告第4号についてご説明いたします。

議案書18ページから20ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から４列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第１号から第４号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第６から日程第９の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○事務局 議長。

○議長 事務局どうぞ。

○事務局 事務局から、１点、連絡事項がございます。

農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております、薄緑色の冊子、「２０２４年農業委員会活動記録セット」でございます。

活動記録セットの内容につきましては、昨年と変更がありませんが、農業委員会として活動した内容は、１３ページ以降の【農業委員会活動記録簿】へ記入をお願いいたします。

戻りまして、９ページ、【活動項目一覧】における、大項目、２から４までの最適化活動が能率報酬の活動実績の該当項目となりますので、該当する活動がある場合は、必ず記入をお願いいたします。

続きまして、１１ページから１２ページまでが記入例となっておりますので、記入する際に参考としてください。

続きまして、７３ページから８０ページまでは、「ご相談カード」になりますので、各地区において、農地等の相談の際に、ご活用いただきたいと思います。

不明な点などがありましたら、その都度、事務局までご連絡ください。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。

それでは、ほかにごございませんか。

◎閉 会

○議長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第 24 回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 3 4 分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月9日

農業委員会会長

内山 充弘

署名委員

八 川 一 成

署名委員

実 倉 喜 八 郎